

事務所だより 3月

TEL 0721-24-8764
8:30~12:00 13:00~17:30

社会保険上の被扶養者

近年、被扶養者に対する確認が厳しく取り扱われるようになっていきます。

① 仕送りの事実と仕送額の確認

被保険者と別居している被扶養者が対象となり、送金者名、受取人名およびその金額が確認できる書類が必要となります。預金通帳の写し、振込明細書、現金書留の控え等を提出します。また、仕送り回数、各回の仕送り（予定）額、1年間の仕送り（予定）額を申告しなければなりません。

② 内縁関係の確認

事実婚の配偶者も被扶養者となります。ただし、単なる同居や同棲とは一線を画し『事実上夫婦として生活している』ことが確認できなければなりません。双方の戸籍や世帯全員の住民票等を提出して頂き確認します。

③ 国内居住要件

令和2年4月に被扶養者が日本国内に居住していることという要件が追加されました。

留学や特定活動等の海外特例要件を満たしていないければ、海外にお住いの親族を扶養に入れることが出来なくなりましした。海外特例要件に該当する場合、被扶養者現況申立書および要件に該当している事実が確認できる書類（ビザや学生証等）を提出してください。

一旦被扶養者として認められても毎年秋ごろに健康保険協会から被扶養者状況リストが送られてきて再確認されます。

実際には十分な仕送りをしていないご家族を扶養に入れればなしにする等は出来ませんので、しっかりと調査し、必要な書類を収集し、適正な申告を心がけましょう。

雑感



ここ数年、就業規則の新規作成や全面改訂のご依頼を数多くいただくようになりました。

打合わせを通じて感じるのですが、経営者の皆さんはそれぞれ本当に切実な思いを抱えています。ある方は「弊社の発展をかけた大仕事」と表現され、またある方は「内容について毎日考えあぐねては迷っている」とおっしゃいました。

根底に共通して存在するのは危機感です。空前の人手不足の折、少しでも会社の環境整備を進めていかなければ人材を集めることができず、ひいては事業の継続自体がままならなくなる現実はもう目の前です。

考えてみれば、中小企業で労働者1名の変動が生じることのインパクトたるや相当なもので、従業員1000名の大企業で例えるなら100名が一気に退職したり、入社するようなものです。

就業規則の作成を通じてそんな悩みを少しでも解決できるよう日々心掛けております。

（正垣）

令和5年度保険料率が変わります

◇雇用保険◇

4月1日より、全事業の雇用保険料率が変わります。労働者負担分と事業主負担分の両方が変わりますので、概算保険料の計算に注意が必要です。

4月1日以降の給与締日の計算より、新たな保険料率が適用されます。

負担者	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
事業の種類			
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月~)	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月~)	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月~)	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000

◇健康保険◇

令和5年3月分(4月納付分)から変更

健康保険料率 10.22%→10.29%
介護保険料率 1.64%→1.82%

